

従前の補助金との主な変更点

項目	内容
(1) 補助事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○令和2～4年度、令和5年上半期に補助金を受けた者は、<u>当該事業では個人防護具のみが補助対象</u> ○ただし、「入院医療機関等設備整備事業」においては、「病棟単位による対応から病室単位による対応に伴い新規に必要な設備」は、補助対象（交付申請にあたって理由書・図面等のご提出をお願いします） ○また、簡易診察室（簡易病室）の設置終了に伴う撤去費も補助対象
(2) 個人防護具	<ul style="list-style-type: none"> ○県が、医療機関に病床の確保を依頼している期間（段階1～3※）に使用した個人防護具に限ります。 <ul style="list-style-type: none"> ※「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び交付支援の具体的内容について」（令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）で規定する「対象期間」。 ○補助を受けることを希望される場合には、購入実績、日ごとの使用実績を様式に記録してください。申請時に必要となります。（様式は、地域医療連携課のHPに掲載します）
(3) 消毒経費が補助対象外に	<ul style="list-style-type: none"> ○「救急・周産期・小児医療体制確保設備整備事業」における「消毒経費」は、<u>過去の補助の有無にかかわらず、補助メニューから削除</u>

個人防護具の補助対象期間イメージ

